

岐阜県公報

目次

告示

指定猟法禁止区域の指定

(環境企画課)

ページ

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の

一部改正

(統計課)

一

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課)

二

号外(一) 令和元年九月二十日

告示

岐阜県告示第二百二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定猟法の種類

銃及びびわなを使用する方法

二 指定猟法禁止区域の名称及び区域

名称	区域
令和元年度岐阜県指定猟法禁止区域	岐阜県の全域

三 指定猟法禁止区域の存続期間

令和元年十一月一日から令和二年三月十五日まで

岐阜県告示第二百二十三号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、令和元年九月二十一日から適用する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

「岐阜県女性活躍推進調査」を「岐阜県女性活躍推進調査
医療機関・訪問看護ステーション実態調査」に改め
る。

岐阜県告示第二百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

なお、急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二十五年岐阜県告示第五百四
十五号）は、廃止する。

令和元年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

みどりヶ丘	
岐阜市	
大字加野字大蔵山	一七二五番二 一号及び二号
	一七二二番一 三号及び四号
	一七一九番一 五号及び六号
	一七一八番四 七号
	一番五 八号
加野四丁目	一〇四番 九号
	一〇五番 十号

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林の区域を除く（次の図に示すとおりとする。）。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年九月二十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社